

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、東日本総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および据置型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規程の定めによるほか、当行の当該各取引の規程により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、変動金利定期預金および据置型定期預金の預入れは1口1万円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店または当行本支店で取扱います。
ただし、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）については、当行本支店の自動入出金機で預入れができます。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および据置型定期預金は、通帳の定期預金、担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金および据置型定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金および据置型定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。なお、総合口座貸越による積立金の引落しは行いません。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返

済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
② 前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - E 据置型定期預金を貸越金の担保とする場合
その据置型定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率
② 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当行本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏

名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、和議開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
 - ⑤ 普通預金取引規定に基づき当行が普通預金を解約するとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一でも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店または当行本支店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止し貸越取引を解約できるものとします。

14. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができます。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお、残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
 - ③ 第1号、第2号により、なお普通預金残高がある場合には、通帳持参のうえ、当店に申出てください。この場合当行は相当期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、普通預金は普通預金規定の、定期預金は当該定期預金規定の保険事故発生時における預金者からの相殺条項により相殺することができます。

ます。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、貸越額が新極度額を超えることになるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (現金自動入出金機等による預け入れ)

- (1) 通帳により現金自動入出金機等の機械を使用して、普通預金・定期預金に預け入れる場合は、機械が現金の確認をしたうえで受け入れの手続きをします。
- (2) 現金自動入出金機等の機械による預け入れの際に投入する紙幣・硬貨の種類および1回あたりの枚数は、当行が定めた範囲内とします。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上